

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@  
kyouiku-net.org  
2006.12.22(金)  
No.111

# 「改悪教育基本法」自民・公明が強行採決

## 国民の慎重審議を「のりつぶし」 民主も最後は腰砕け

### 国民の慎重審議を「のりつぶし」

一二月一五日、午後五時五二分、参議院本会議で教育基本法「改正」法案が自民・公明両党の賛成多数で可決されました。戦後民主主義を根付かせ、発展させてきた土台の一つである教育基本法。その根本精神を一八〇度転換する改悪が、七割近くの国民の「徹底審議を」「国会で拙速な採決はダメ」の声を黙殺して可決されました。歴史的暴挙です。

### 法案提出の資格なし

中教審で教基法改定が答申され、自民・公明両党が三年掛けて密室審議で検討してきた案が、四月二十八日に国会に上程され、通常国会では継続審議となり、臨時国会では衆議院で



「さくら」で大問題になったタウンミーティングを担当した文科省の部署は同じところ。部署の当時の責任者が

国会で法案を担当している文科省幹部です。法案を提出する資格はありません。

### 憲法に抵触する案

改悪教基法の内容を見ると、第二条の「教育の目標」では、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」「我が国と郷土を愛する」

態度を養う」等の二〇に及ぶ目標を掲げ、その達成を求めています。道徳の徳目が前面に押し出されています。近代法が「人間の内面を規定してはならない」としていることに真つ向から反しています。

また、今までの教育基本法第一〇条で「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」

**第3回埼教連団体会交渉**  
日時 一二月二六日(火)  
一三時～一四時  
会場 県立文書館(県庁裏・一七号沿い)



で「教育行政は・・・必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」としていたものを、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と改め、第一七条では政府が教

葬つたのです。

但し、改悪教基法で国民・子ども・教職員

### 子どもたちの権利を奪う

伊吹文科大臣は「国である」と、一部の政党を隔れようとか、一部の宗教的考えを持って教育行政を行えば「不当な支配」になる」と述べ、安倍首相は「国が管理を強めていくことには、この改正によつてはならない」と答弁しています。

「奉仕活動の強制」「伝統芸能・礼儀作法の導入」等の

九月二一日の東京地裁での「君が代」強制反対訴訟での違憲判決からも、憲法第一九条の思想・良心の自由は保障されなければならぬことは明らかです。塩崎官房長官も「日

憲法を守り活かす取り組みを強めましょう。そして、政治を変えましょう。本当に国民を、子どもを、人間の尊厳を大事にする政治を私たちの手で作りましょう。

の丸・君が代」を批判する世界観、主義、主張を持つ子どもたちの思想・信条は自由です」と答弁しています。

**一年間のご協力に感謝申し上げます**